

空いている家を 愛される家



にしませんか？

1つでも当てはまる方は要注意です。ご相談ください。

- 屋根に異常（屋根材のズレ、アンテナの傾きなど）はありませんか。
- 外壁に異常（外壁に浮き、ヒビなど）はありませんか。
- 周囲に異常（草木の繁茂、ゴミの不法投棄など）はありませんか。
- 家の中に異常（雨漏り、床の傾きなど）はありませんか。
- 土台等に異常（基礎、土台にヒビ、腐朽など）はありませんか。



売却・賃貸希望の方におすすめ！



二宮町空き家バンク【物件募集中】

不動産を売却されたい方、賃貸されたい方のお手伝いをしています。
登録できる物件には要件がありますので、詳細はお問合せください。



空き家リフォーム補助【上限 10 万円】

空き家バンクに登録されている物件はリフォーム補助制度が受けられる場合があります。
補助を受けるためには要件がありますので、詳細はお問合せください。

管理の負担を減らしたい方におすすめ！



空き家見回り作業（シルバー人材センターの事業）【1 回 2,500 円】

ふるさと納税の返礼品にも追加！

二宮町シルバー人材センターでは空き家の見回り作業を実施しています。空き家の見回り
をお願いされたい方はシルバー人材センター（☎0463-71-0681）にお問合せください。



空き家に関する相談【相談窓口】

空き家でお困りの方は都市整備課にご相談ください。

※相談内容に応じて各専門家団体をご案内させていただく場合もあります。

新制度

ブロック塀等撤去工事補助制度

二宮町では、危険なブロック塀の速やかな撤去を促し、通行の安全を確保するために、新たに補助制度を創設しましたので、ご活用ください。



【対象工事】

- ① 幅員 4 m以上の公道（※）（国道、県道、町管理道路）に面している。
- ② 個人が所有している。
- ③ ブロック塀等を撤去又は高さ 60 cm以下にする工事。

【補助額】

- ① 撤去工事費の 1 / 2 以内（上限 10 万円）
- ② 通学路に面しているブロック塀等については、撤去工事費の 3 / 4 以内（上限 15 万円）

※狭い道に設置しているブロック塀等の撤去を検討されている方も、他の制度をご案内できる場合がありますので、まずはお問合せください。

- ・ 工事着手前に交付申請が必要です。
- ・ 補助を受けるためには要件がありますので、詳細について必ずお問合せください。

【問合せ先】 二宮町都市整備課計画指導班 ☎0463-71-3311（内線 283、282）



住宅の耐震化も進めましょう！



耐震診断【診断費用 90,000 円】（補助額 75,000 円・自己負担額 15,000 円）

- 【対象建築物】 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された地上 2 階建て以下で、在来工法の木造住宅（旧耐震基準に該当するもの）
- 【対象要件】 対象建築物となる木造住宅を所有し、現に居住していること（住民登録があること）

耐震改修【補助額最大 50 万円（工事費の 1/2）】

- 【対象建築物】 町が実施する耐震診断を受けた結果、上部構造（建築物本体）評点が 1.0 未満であったもの
- 【対象要件】 対象建築物となる木造住宅を所有し、現に居住していること（住民登録があること。町税を滞納していないこと。)

- ・ 補助を受けるためには要件がありますので、詳細について必ずお問合せください。

問合せ先：二宮町都市整備課計画指導班 ☎0463-71-3311（内線 283、282）